●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、

- ・ 市町村等による地域公共交通網形成計画の作成
- ・同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の 作成
- ・同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の 特例

等について定める。

背景

- ◆ 人口減少や高齢化が進展する中、<u>地域社会の活力を維持・</u> 向上させるために、地域公共交通が果たす役割は増大
 - ・地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活上不可欠な 移動の確保
 - コンパクトシティの実現のため、拠点間などを結ぶ公共交通 ネットワークの構築
 - ・国内外の観光客を含む地域外からの来訪者との交流の活発化等
- ◆ これらの要請に応えるためには、民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し、

まちづくりと一体となった公共交通の再編

計画的に配置された生活サービス機能へのアクセスの確保のため、公共交通の充実が必要。

地域公共交通の再定義

地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者との合意の下で、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを形成することが重要



▲LRT

協

議

同意

▲デマンド交通

法案の概要

玉

目的

- ・交通政策基本法の基本理念の 具体化
- 持続可能な地域公共交通網の 形成

を追加

基本方針

まちづくりとの連携を明確化

認定

(特例制度)

- ・バスの路線、輸送力の設定等に 関する許認可の審査基準の緩和
- ・バスの運賃・料金の規制緩和 (上限認可→届出)
- ・計画の維持を困難とするような 行為の防止
- ・事業が実施されない場合の勧告 命令

地方公共団体(市町村・都道府県)

地域公共交通網形成計画

<現行の地域公共交通総合連携計画に追加する事項>

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの 連携
- ・地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワーク の再構築

事業者

協議会

自治体が、関係者により 構成される協議会を組織

自治体、公共交通事業者、道路 管理者、公安委員会、利用者等

地域公共交通再編実施計画

地域公共交通網形成計画に基づき、面的な公共交通ネットワークの再構築の具体的内容(既存路線・ダイヤの見直し、新たなサービスの導入等)を記載

関係する事業者等

地域公共交通再編事業

地域公共交通再編実施計画に基づき、事業者等が地方公共団体の支援を受けつつ実施

地域にとって最適な公共交通ネットワークの実現を強力に推進